五　情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信されることとなる利用者に関する情報（法第二十七条の十二第一号及び第二号に掲げるものを除く。）の内容
六　前号に規定する情報の送信先となる電気通信設備を用いて当該情報を取り扱うこととなる者の氏名又は名称
七　第五号に規定する情報の利用目的

第二十三条の二　［略］

2　法第三十三条第一項の総務省令で定める方法は、次のとおりとする。

一　一の電気通信事業者が設置する固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数の、その伝送路設備が設置される一の都道府県の区域内に設置される全ての同種の伝送路設備の電気通信回線の数のうちに占める割合が百分の一未満である場合には、当該電気通信事業者は当該都道府県の区域内に固定端末系伝送路設備を設置していないものとみなす。
二　固定端末系伝送路設備の電気通信回線の数は、利用者側において他の電気通信設備と接続される回線の数とする。

［3　略］

4　法第三十三条第一項の電気通信設備であつて総務省令で定めるものは、次に掲げるものであつて、当該設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に不可欠なものとする。

一　符号、音響若しくは影像の交換、編集若しくは変換又は通信路の設定（以下「交換等」という。）の機能を有する電気通信設備（以下「交換等設備」という。）であつて次に掲げるもの

［イ　略］

ロ　第一種指定端末系交換等設備以外の交換等設備（以下「第一種指定中継系交換等設備」という。）

二　伝送路設備であつて次に掲げるもの

［イ・ロ　略］

ハ　第一種指定中継交換局間に設置されるものであつて、専ら異なる都道府県の区域間の通信を行うもの

［三・四　略］

（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準）

第二十三条の四　法第三十三条第四項第一号イの総務省令で定める箇所は、次のとおりとする。

［一～八　略］

九　第一種指定中継交換局において、第一種指定中継系伝送路設備又は当該第一種指定中継系交換等設備の設置される都道府県の区域と異なる都道府県の区域に設置されている第一種指定中継系交換等設備間の伝送路設備と第一種指定中継系交換等設備との間に設置される伝送装置

［十～十二　略］

2　法第三十三条第四項第一号ホの総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

［一　略］

一の二　相互接続点と第一種指定電気通信設備の間の通信の伝送又は交換等に用いられる電気通信設備（第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が設置し、管理し、又はその運営を行うものに限る。）との接続（第一種指定電気通信設備を介した間接的な接続を含む。

第二十三条の二　［同上］

2　法第三十三条第一項の総務省令で定める区域（以下「単位指定区域」という。）は、都道府県の区域（電気通信役務の利用状況を勘案して特に必要があると認められるときは、総務大臣が別に指定する区域）とする。

［新設］

［3　同上］

4　［同上］

一　［同上］

［イ　同上］

ロ　第一種指定端末系交換等設備以外の交換等設備であつて、当該単位指定区域内における通信を行うもの（以下「第一種指定中継系交換等設備」という。）

二　［同上］

［イ・ロ　同上］

［新設］

［三・四　同上］

（第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の認可の基準）

第二十三条の四　［同上］

［一～八　同上］

九　第一種指定中継交換局において、第一種指定中継系伝送路設備又は当該第一種指定中継系交換等設備の設置される単位指定区域と異なる単位指定区域に設置されている第一種指定中継系交換等設備間の伝送路設備と第一種指定中継系交換等設備との間に設置される伝送装置

［十～十二　同上］

2　［同上］

［一　同上］

一の二　［同上］